

2022年8月3日

厚生労働大臣 後藤茂之 殿

令和4年度ハンセン病問題対策協議会

統一要 求 書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

ハンセン病家族訴訟原告団

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

2 追悼式について

追悼式において、遺族及び本人被害者らの訴えを来賓の方々が受け止められるよう、式次第の変更を含め実効性ある対応をされたい。

(趣旨・理由)

本年6月22日に実施された追悼式において、式辞、挨拶等をされた政府関係者及び国会議員らが軒並み途中退席し、遺族及び本人被害者らの挨拶時点でその大半が離席しているという事態が生じた。多忙な予定等の事情は理解できるものの追悼式の意義・目的を没却するものであり極めて遺憾である。かかる事態は次回以降改善されるべきである。

その関連において、追悼式の式次第については、従前より事前に統一交渉団に確認の上厚生労働省より提示されてきた実績があることから、遺族及び本人被害者らの挨拶を献花直後に実施する形に変更する等の式次第の見直しを含めた対処を検討すべきと考える。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支

援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係　なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

- (1) 地域において、足底^{せん}穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われることなど回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするために、より充実した支援体制を早急に実現されたい。
- (2) 回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定を行うためにどのような課題があるか、相談支援事業を集約して分析をされたい。その結果に基づき、必要な情報を積極的に提供されたい。
- (3) 沖縄県において充実した支援体制を構築するため、沖縄県ゆうな協会の果たすべき役割を含め、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者の意見交換をされたい。

3 回復者等相談事業等の拡充について

- (1) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現されたい。
- (2) 全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。
特に、回復者の多い沖縄県においては、離島にソーシャルワーカーを配置されたい。また、自治体等、沖縄県ゆうな協会、医療・介護関係者との連携及び協力を図られたい。
- (3) 再入所者のヒアリングをするなど再入所の原因を分析し、相談支援体制を充実されたい。
- (4) 回復者等が講演する場合に回復者の旅費日当等が支払われているが、講演会の企画に要する会場費、宣伝費その他の費用についても支出対象とされたい。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

5 退所者・非入所者の社会生活上の困難の把握

社会復帰・社会生活支援の政策を立案した当初からは、退所者・非入所者の高齢化、心身の状況の変化、社会状況の変化等があるので、改めて実情を把握する必要がある。そこで、各地でのヒアリングを実施されたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められこととなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫や医師偏在対策におけるハンセン病療養所の位置づけ（ハンセン病療養所に協力する医療機関への援助等）などの対応がなされる必要がある。

② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりである（令和3年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項2（1）参照）。

この待遇格差の最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にあるが、長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

そこで、厚労省として、立法的解決の必要性について検討の上、その検討結果を回答されたい。

(趣旨・理由)

平成26年11月18日には、参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていたが、さらに令和元年の基本法改正により、第11条が「医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実」という文言に改正され、医療介護の「充実」のための措置が一層求められることとなった。その上で、第11条の2の追加により、国立ハンセン病療養所の医師の兼業規制が緩和された。療養所と地域医療ネットワークとの連携に資すること等が望まれる。また、勤務医の学会活動費用の予算化も評価できる。13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146であるところ、現員は114名（令和4年5月1日現在）に留まり（数日のみハンセン病療養所での診療を行う医師も少なくない）、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」には未だほど遠いのが現状である。入所者の生命健康に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。関係者の尽力により昨年駿河療養所における園長の不在（兼任）が解消され、また、特命副園長制度が創設され、本年1月に長島愛生園、4月に大島青松園で副園長が赴任したことは評価できるが、未だ副園長不在が3園ある（松丘保養園、栗生楽泉園、星塚敬愛園）。医師の不足のため、管理職たる園長等まで当直を行わなければならない等、重い負担となっている状況がある。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2021年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2000万円、副院長約1990万円、部長約1870万円、医長約1690万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる問題（特に国家公務員医療職（一）でない立場にある外部の医師を招こうとする場合に大きな格差が顕在化する）に関し、平成31年度より俸給調

整額の対応により改善がなされたことについて一定の評価をするものであるが、待遇格差の解決という観点からは、決して十分な内容とは言い難い。

この待遇格差が厳然として存在すること、及びその影響による医師の数及び質の確保の困難・各療養所における負担は、本協議会における確認に基づき令和3年3月11日に実施（Web開催）された「医師確保のための協議」（本省、各園施設長、自治会各支部長を含む統一交渉団）においても、改めて明らかにされたところである。

国立ハンセン病療養所の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における確認事項等に基づき、最重要課題としての抜本的取組みを求める。

3 職員問題について

(1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ（94の減、3の増、△91）、令和3年度（89の減、37の増、△52）及び令和4年度（64の減、13の増、△51）において一定の対応がなされたものの、なお定員減が継続している。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難く、看護師定員減による現場への影響も顕在化している。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関する最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりに要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない。看護師の不足への対策として、手当に関する制度の見直し・抜本的増額等を検討すべきである。加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとは言えない。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫とともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能

であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。
- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっても入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。
- (5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかとの懸念がある。平成31（令和元）年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。
- 介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの意見聴取等が重要であること（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的な内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。
- (6) 上記（1）、（2）及び（5）に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

- (1) 過去6か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施

設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが（ただし、昨年度は、コロナ禍の影響もあり年度内に実施できず、本年6月8日に実施された）、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等について考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

- (2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去3回の外部委員研修（4回目については本年7月26日に実施予定）における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。
- (2) 船舶運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まれたい。現状では、天候等による潮位の変動に左右されやすい機能的、構造的、地形的問題があり速やかな解消が必要である。
- (3) 大島青松園の船便航路には高松・大島便（高松便）と庵治・大島便（庵治便）の2航路があるところ、療養所職員専用である庵治便（民間委託船の運航）は時期により荒天等による欠航も少なくない。そこで、庵治便欠航が見込まれる際、入所者の福祉や処遇に影響を与えることがないよう、職員の宿泊待機を制度上可能とする等、職員の人員体制を整備されたい。
- (4) 一昨年2月以降、各療養所においても、新型コロナウィルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、昨年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者と

の交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった（療養所によるが一律の面会・交流の禁止に近い状況も見られた）。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、そもそも、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。ところが、一昨年来の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいうべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況となっている。

厚生労働省は、物的設備の整備、人員配置等に関する予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（なお、一昨年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定し、従前の措置を漫然と継続するのではなく、改めて、今後の具体的方策に関する見直しがなされるべきである）。

（5）各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各療養所における現状及び方策について改めて回答されたい。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

第4 真相究明

1 歴史的建造物史跡等保存

- (1) 各療養所の歴史的建造物史跡等保存事業について、厚生労働省の基本的取り組み姿勢を明らかにされたい。
- (2) 令和3年度定期協議会では、各療養所の歴史的建造物史跡等に関する保存リストの提出、ワーキンググループ開催について厚生労働省も支援する旨の確認を行った。しかし、各療養所の状況は様々であり、これらの準備が進まない療養所も少なくない。厚生労働省として、準備が進まない原因はどこにあるのか、各療養所ごとに調査の上、報告されたい。
- (3) 上記ワーキンググループの親委員会である歴史的建造物保存等検討会自体、厚生労働省は長らく開催していない。その理由を明らかにした上で、すみやかな開催見込みを示されたい。

また、同検討会開催の遅延が、各療養所の歴史的建造物史跡保存計画の予算確保に影響を及ぼさないよう、配慮されたい。

2 社会交流会館

- (1) 令和3年度定期協議会において、厚生労働省から各療養所の社会交流会館の実情と課題を調査報告されたが、回答した社会交流会館はいずれも、人的及び物的体制の充実を求めていた。学芸員の複数配置、学芸員以外の事務職員の配備、展示・交流・資料保存場所の確保拡充につき、厚生労働省として、令和4年度はどのような取り組みを行ったのか、具体的に明らかにされたい。また、各社会交流会館の実情と希望に応じて、今後もできるだけの支援をされるよう約束されたい。
- (2) 令和3年度の上記調査報告書において、「学芸員配置がないために学芸員からの情報入手ができなかった」と報告された療養所については、その後も厚生労働省からは調査の報告がない。地域交流と歴史保存啓発の場としての社会交流会館の役割は重要であり、当該療養所における社会交流会館の実情と課題については、厚生労働省が直接療養所から聞き取り調査の上、報告されたい。

3 医療基本法

医療基本法については、昨年7月、従来の共同骨子を発展させた医療基本法要綱案が全原協、全療協を含む45団体の連名で厚生労働省及び医療基本法制

定をめざす議員連盟宛に提案されているところであり、本年 7 月段階で、共同提案団体は 77 団体にまで増加している。このような状況を踏まえ、従来どおり、基本的方向性を共有し、その制定に向けて必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

第5 将来構想

1 問題の所在

- (1) 昨年の定期協議において、永続化についての意見交換会の開催と全療協有識者会議の提言についての意見交換の場の設置を要請したが、2月 25 日にオンラインでの協議が設定された後、7月 29 日に、意見交換会が実施された。
- (2) 入所者数が 1000 名を割るという状況の中で、全療協有識者会議の提言（以下「提言」という）を検討することの緊急性と永続化問題の重要性に鑑みると、このような意見交換会を継続的に開催し、過大の明確化とその実現に向けて協議を重ねることは、喫緊の課題である。

2 要求事項とその理由

(1) 要求事項

- ア 療養所の将来構想及び永続化問題に関する意見交換会を定期的に開催する。統一交渉団としては、2ヶ月に1回の割合（年間 6 回開催）で開催することを求める。
- イ 意見交換会においては、引き続き「提言」の検討を行う。
- ウ 意見交換会のメンバーは、当面（1、2回）は、統一交渉団と厚労省に限定するが、オブザーバーとして
- ① 施設長協議会代表
 - ② 療養所所在市町会代表
- の参加を早急に実現する。
- エ 意見交換会での検討結果については、報告書をまとめて、国会議員懇談会に説明し、協力を求める。

(2) 要求の理由ないし背景事情

- ア 本来であれば、作業部会の設置を求めたいところであるが、この問題に関する厚生労働省のこれまでの対応に鑑みると意見交換会として開催することの方が現実的であると判断せざるをえない。
- イ この問題の緊急性、重大性を考慮すると 1 年以内に何らかの方向性を確

立することが求められるので定期的に開催することは必須である。

- ウ 参加メンバーに関しては、学識経験者の参加も考慮すべきかとは考えられるが、求められる迅速性の観点からは、オブザーバーとしての参加にとどめるべきと思料する。
- エ 最終的には、法改正や予算措置が必要となるところから、議員懇談会への説明、協力要請が必要となる。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

- (1) 家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、家族交流会事業を積極的に実施することを確認されたい。
- (2) 家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加を促進し、偏見差別の解消を図るために、講師等派遣事業を積極的に実施することを確認されたい。
同事業をより広く、きめ細やかに実施すべく、講演会の企画に要する会場費、宣伝費その他の費用についても支出対象とされたい。
- (3) 両事業の実施に当たっては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られた

い。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと。
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること。
- (3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること。

4 家族補償法に基づく補償制度についての周知の徹底

家族補償法の成立から2年半以上が経過するも、いまだ、同法に基づく補償金の支給決定が、当初予定されていた人数（約24,000人）の約3割（令和4年7月13日現在：7,455人）にとどまっている現実をふまえ、原因の分析とともに、制度のさらなる周知を行わせたい。

第7 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

1 問題の所在

- (1) ハンセン病に関連する文書類の保管問題としては、①台帳流出問題と②療養所に所在する文書類の保管問題とがある。
- (2) 台帳流出問題については、3月2日、3月15日、4月12日に意見交換会を開催し、4月12日に長野県の担当者も参加した。現状では、都道府県に対する文書の保管状況に関する調査依頼の必要性を確認した段階にとどまっている。
- (3) 療養所保管文書の問題については、論点整理が行われ、療養所資料館を歴史的文書保存施設に認定する方向性が確認されている。

2 要求事項

- (1) 台帳流出問題に関しては、早急に都道府県への調査実施を依頼することを実現するための作業部会ないし意見交換会を行うことを求める。
- (2) 療養所保管文書の問題については、方向性は明確になっている状況を踏まえて、最も整備が進んでいる菊池恵楓園における取組みを歴史的文書保存施設としての適合性の観点から早急に検証する必要がある。そのために、菊池

恵楓園の原田学芸員及び内閣府担当者からのヒアリングの場を早急に設置することを求める。

以上